新発田市 国土強靱化 地域計画

令和3年2月 新発田市

目 次

はじめに

1	国土	強靱化地域計画	
	1 1	計画の位置付け	1
	1-2	計画期間	2
2	地域	持性と災害リスク	
	2-1	地域特性	3
	2-2	災害リスク	5
3	計画の	の基本的な考え方	
	3-1	基本目標	14
	3-2	事前に備えるべき目標	14
	3 -3	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	15
	3-4	施策分野	16
	3-5	国土強靱化を推進する際に配慮すべき事項	16
	3-6	災害リスク(自然災害)の想定	16
4	脆弱	性の評価と推進方針	17
	4-1	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの脆弱性の評価	17
	4-2	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針	37
5	計画の	の推進と見直し	
	5-1	計画の推進	62
	5-2	計画の見直し	62
	5- 3	計画の進捗管理	62

1 国土強靱化地域計画

1-1 計画の位置付け

国では、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定め、平成26年6月3日には、「国土強靱化基本計画」を閣議決定している。

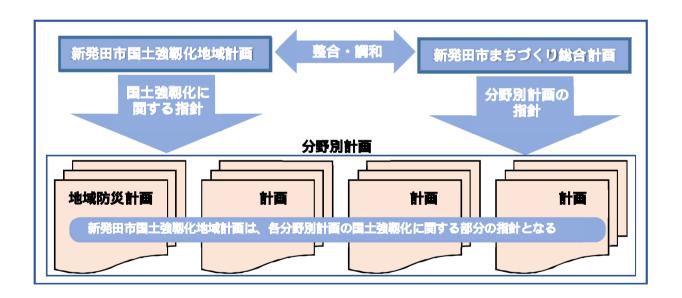
「新発田市国土強靭化地域計画(以下、本計画という。)」は、国土強靭化基本法第 13 条に基づき策定するものである。

国土強靱化基本法第6条では、国、地方公共団体、事業者、その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定している。

また、第 14 条では、国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれなければならないと 規定している。

このため、本計画は、国土強靱化基本計画、新潟県国土強靱化地域計画との調和を保つものである。

また、市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」との整合・調和を図りながら、「新発田市地域防災計画」などの分野別計画の指針となるものである。



1-2 計画期間

本計画の計画期間については、「新発田市まちづくり総合計画」との整合・調和を図るため、計画期間を令和2(2020)年度から概ね5年間とし、5年後の令和7(2025)年度以降は概ね4年間とする。 なお、この期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。



2 地域特性と災害リスク

2-1 地域特性

2-1-1 新発田市の地形、地質などの特性

(1)地形

本市の山間地域には、二王子岳(標高 1,420m)をはじめ、飯豊山(標高 2,105m)、最高峰の大日岳 (標高 2,128m)と 2,000m級の山が連なる飯豊連峰がある。また、平野部では、加治川の水系により水田 が広がっている。一方で、海岸地域には、白砂青松と形容される美しい海岸が広がっている。

このように、自然条件が大きく異なる山間・海岸地域をどちらも有することが本市の特徴の一つである。





二王子岳

藤塚浜の海岸

(2)地質

本市の地質は、平野部は主に第四紀沖積世の扇状地性堆積物、氾濫性堆積物からなり、泥、砂、礫で構成されている。なお、福島潟周辺は、三角州堆積物からなり、泥、砂で構成され、全体的に軟弱な基盤となっている。土壌はいずれもグライ土壌が広く分布し、広大な耕地をなしている。

山間部は、主に新第三紀の泥岩(花崗岩、粘板岩)で構成され、土壌は褐色森林土壌が分布している。海岸部は、表層の大部分が細砂の砂質土で構成され、表層の下は砂質土と礫質土で構成された魚沼層と呼ばれる層からなっている。

2-1-2 気候及び気象の概要

(1)気候

本市では、梅雨期から夏季にかけて降水量が多く、冬季も雪などにより降水量が多くなる傾向があるなど、典型的な日本海側気候となっている。

(2)気象

降雨については、6月下旬から7月までの梅雨期と8月に大雨が多く降る傾向がある。

梅雨前線による短時間の局地的な豪雨や雷雨の発生、台風の接近・通過などがその要因である。

降雪については、シベリア大陸から吹く北西の季節風により、一般的に平野部よりも山沿いで多く降るが、 日本海での低気圧の発生など、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降ることがある。ただし、近年は 暖冬少雪傾向のため、降雪量・積雪量は減少している。 台風については、進路によって風雨の特徴は異なるが、本市において暴風がもっとも吹きやすくなるのは 新潟県のすぐ西側を北東に進む進路であり、台風の中心が過ぎると、南西~西の吹き返しの風(急に強まる ことが多い)に変わり、最大風速となる。降水量は、吹き返しの風の影響を受ける上越、中越、下越のいず れも山沿いで多いが、その他の地域では比較的少ない。また、台風が接近する時には、フェーン現象による 高温、乾燥への注意も必要となる。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温	8.6	13.3	18.3	25.8	32.3	30.0	35.8	37.9	37.1	30.5	23.4	17.4
最低気温	0.1	-2.5	-0.3	0.3	7.2	14.1	19.1	19.0	13.4	7.9	0.3	-0.7
平均気温	4.5	3.6	7.0	10.6	18.5	21.0	25.3	27.6	23.4	17.5	10.6	6.5
降水量 (mm)	15.0	68.0	79.0	109.5	72.5	152.5	79.5	135.5	26.5	170.0	135.5	156.5
平均風速 (m/s)	3.3	2.9	2.9	2.8	2.9	2.5	2.5	2.5	2.5	2.9	3.0	3.2

参考資料:新発田地域広域消防本部(令和元年度統計)

2-2 災害リスク

2-2-1 地震

(1)今後想定される地震被害

本市の主要な活断層としては、南西部に「月岡断層帯」、北東部に「櫛形山脈断層帯」がある。地震調査研究推進本部(文部科学省)では、「月岡断層帯」で地震が発生した場合はマグニチュード 7.3 程度、「櫛形山脈断層帯」で地震が発生した場合はマグニチュード 6.8 程度とされている。

規模・被害等	想定される地震	月岡地区を震源とする地震	櫛形山地を震源とする地震
マグニチュード		M7.3	M6.8
震度(最大)		7	6 強
Talls Africa Arries Sales	全壤棟数	約 11,000 棟	約 2,400 棟
建物被害	半壤棟数	約 21,600 棟	約 5,800 棟
出火件数		約 90 件	約 30 件
	死者数	約 160人	約 40 人
人的被害	負傷者数	約 8,300人	約 3,100 人
	長期避難者	約 47,600 人	約 10,200人
	断水率	93%	86%
ライフライン 被害	停電率	15%	10%
	ガス支障率	100%	23%
	電話支障率	24%	7%

出典:新発田市ハザードマップ(平成30年4月)

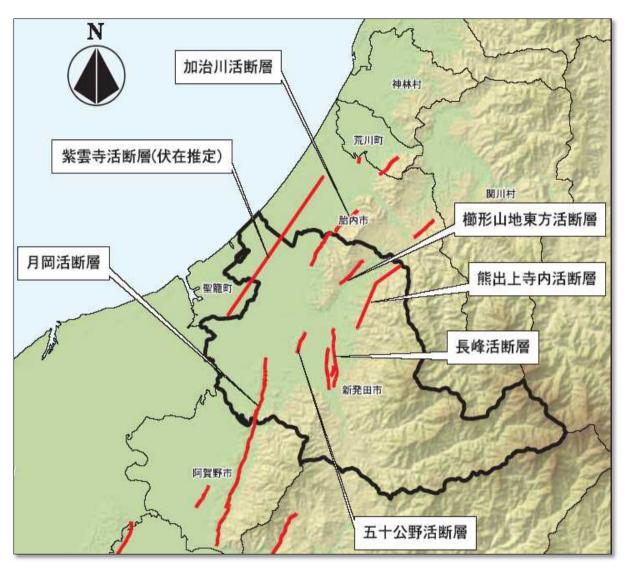
(2)その他の活断層

上記以外にも活断層はあり、いずれも地震が発生する可能性がある。



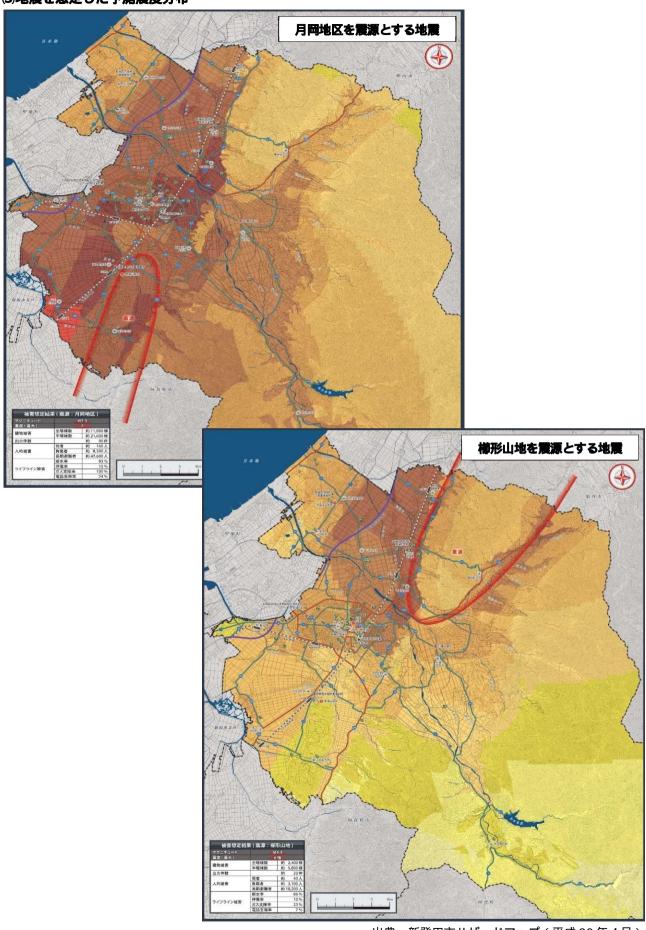
新潟県中越地震 2004年(平成16年)10月23日

新発田市周辺の活断層



出典:新発田市地域防災計画 震災対策編

(3)地震を想定した予測震度分布



出典:新発田市ハザードマップ(平成30年4月)

(1)過去の主な水害

昭和 41 年 7 月豪雨 (S41.7.17)	7月16日から下越地方に雨が降り続き、明け方には加治川が警戒水位(2.60m)を超え、向中条・西名柄地区で破堤し、蒲原平野の穀倉地帯に水が流れ込んだ。その後、下高関地区など、上流部の堤防も破堤するなど、下越地方の多くの河川が氾濫した。
昭和 42 年 8 月 羽越水害 (S42.8.28)	8月28日夕方から強い雨が降り、29日の夜中には加治川など、県北部の河川の流域で豪雨となった。向中条・西名柄・下高関地区など、市内各所で河川が破堤した。また、土石流による甚大な被害も発生した。
昭和 53 年 6 月 梅雨前線豪雨 (S53.6.26)	6月25日夕方から雨が降り出し、27日までに、赤谷の降雨量が全国で2番目(当時)となる520ミリを記録した。新発田川、太田川が破堤したほか、曽根・上中沢・佐々木・鳥穴・砂山地区が一時孤立するなど、市内各所に甚大な被害をもたらした。
平成 10 年 8 月豪雨 (H10.8.4)	日本海から北陸に伸びる梅雨前線が停滞し、ここに太平洋高気圧の西側から暖湿気流が流れ込んだことで前線の活動が活発になり、北陸から東北にかけて日本海側で断続的に大雨となった。本市においても松岡川の決壊や水田の冠水(9.7ha)など、市内各所に甚大な被害をもたらした。
平成 17 年 6 月水害 (H17.6.27)	梅雨前線の影響を受け記録的な豪雨となり、五十公野・川東地区の一部 8 地区、 314 世帯、1,182 人に避難勧告を発令した。大きな被害は受けなかったが、土砂崩 れ、一部停電、河川の浸食などの被害が発生した。
令和 2 年 7 月豪雨 (R 2.7.31)	長期にわたり梅雨前線が本州付近に停滞し、本市では、7月31日には市街地で1時間に50ミリの降雨量を観測し、土砂災害警戒情報が発表されるなど、記録的な豪雨となった。五十公野・川東・菅谷地区の一部と市街地の中田川沿線の17地区、計3,139世帯、8,255人に避難勧告を発令し、26か所の避難所を開設した。市街地を中心に広範囲にわたり道路が冠水したほか、床上浸水1棟、床下浸水44棟などの被害が発生した。また、一部の公共施設も被害を受けた。

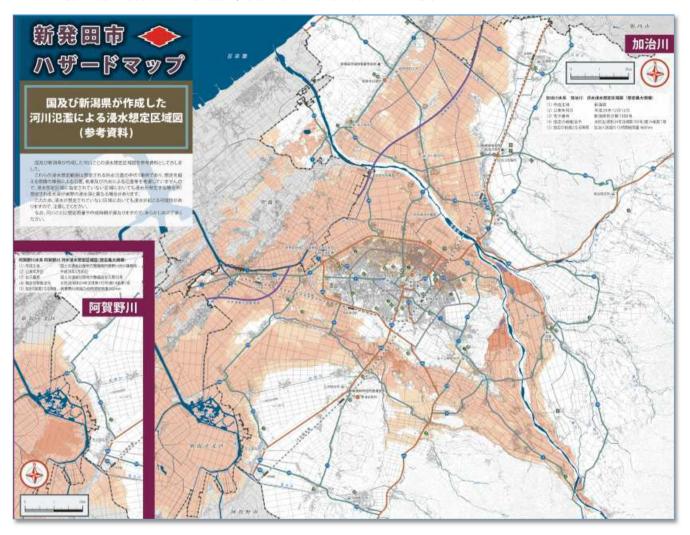


平成 17年6月27日 (下岡田)

(2)今後想定される水害

本市においては、水害による甚大な被害は近年発生していないが、地球規模で観測されている異常気象により、今後は突発的な大雨などの増加が予想される。

(3)想定最大規模の降雨による加治川、阿賀野川の洪水浸水想定区域図



出典:新発田市ハザードマップ(平成30年4月)

2-2-3 土砂災害

(1)過去の主な土砂災害

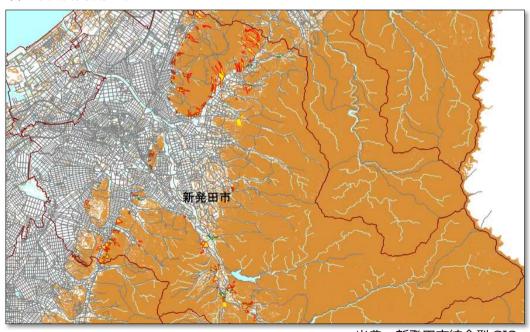
平成 18 年 7 月豪雨 (H18.7.13~15)	梅雨前線の影響を受け雨が降り続き、荒川川上流で土砂が崩落した。土石流の危険性があり、新荒川地区の8世帯、25人に避難勧告を発令したが、甚大な被害の発生には至らなかった。
平成 26 年 7 月豪雨 (H26.7.9)	台風第8号に伴う梅雨前線の影響を受けて暴風雨が続き、土砂災害警戒情報が発表され、下飯塚・大沢・乙次・箱岩・中々山地区に避難準備情報を発令するとともに、避難所を開設した。甚大な被害の発生には至らなかったが、中々山地区で土砂崩れが発生した。
令和 2 年 7 月豪雨 (R 2.7.31)	長期にわたり梅雨前線が本州付近に停滞し、本市では、7月31日には市街地で1時間に50ミリの降雨量を観測し、土砂災害警戒情報が発表されるなど、記録的な豪雨となった。五十公野・川東・菅谷地区の一部と市街地の中田川沿線の17地区、計3,139世帯、8,255人に避難勧告を発令し、26か所の避難所を開設した。 国道290号沿いの斜面で土砂崩れが発生したほか、林道の法面 ¹ 崩落などの被害も発生した。

(2)新発田市内の土砂災害警戒区域数

急傾斜均	他の崩壊	土石流		地す	べり	合計	
警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域
83	67	117	61	3	0	203	128

(新潟県指定:令和2年4月現在)

(3)土砂災害警戒区域



出典:新発田市統合型 GIS

¹ 法面

切土や盛土により人工的に作られた斜面

(1)過去の主な言言

昭和 56 年豪雪	県内一帯が豪雪となり、被害が発生した。
四和 50 年草電	12 月中旬から西高東低の気圧配置となり、大陸の寒気がより強く日本列島に流れ込
昭和 59 年豪雪	み、日本海沿岸地域で降雪が続いた。
昭和 60 年豪雪	12月中旬から雪が降り始め、下旬には強い寒気の影響により大雪となった。(豪雪対
	策本部を設置)

(2)雪の降り方と降雪地域

種類	気象現象と降雪地域
山雪型降雪	強い冬型(西高東低)の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山地を中心に大雪となる。海岸・平野部で の降雪は比較的少ない。
里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、山地よりも、海岸、 平野部で大雪となる。

(3)雪崩

雪崩は、12月から5月までの間に発生しやすく、特に厳冬期の1~2月は注意が必要となる。気圧配置でみると冬型の気圧配置時に発生するものが全体の約半数を占める。

次のような場合には、雪崩が発生しやすいとされている。

- ア 低気圧で大量の降雪がある場合
- イ 気温上昇に伴い融雪水が増加する場合
- ウ 降雨により積雪に雨水が浸透した場合
- エ 強風により雪の吹き溜まりや雪庇 1ができた場合

¹ 雪庇(せっぴ) 風下方向にせり出した状態で積もった雪

(1)今後想定される津波とその種類

市の海岸線は総延長3.14kmと比較的短いが、県立紫雲寺記念公園海水浴場やオートキャンプ場、漁港などを有しており、夏季やイベント開催時には、多くの市民等が集まる。

平成 29 年 11 月に新潟県が公表した津波浸水想定区域図では、藤塚浜地区をはじめとした海岸部の地区に加え、河川や水路を津波が遡上することにより、それらの上流の地区でも浸水被害が発生する可能性がある。

また、津波影響開始時間(地震発生時から水位に±20 cmの変化が生じるまでの時間)は、海岸部で概ね 5~20分となっている。一方で、海岸部から離れている佐々木地区や豊浦地区の福島潟周辺でも、津波が 水路を遡上する想定となっている。佐々木地区では津波が新発田川放水路を遡上し、津波影響開始時間は概ね 1~2時間、豊浦地区の福島潟周辺では津波が福島潟放水路を遡上し、津波影響開始時間は概ね 6時間以上と想定されている。

(2)津波浸水想定区域図



出典:新発田市ハザードマップ(平成30年4月)

2-2-6 社会的リスク

当市では、1995年(平成7年)の約106,000人をピークに人口が減少に転じ、2045年(令和27年)に73,671人まで減少することが見込まれている。また、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方で、老齢人口(65歳以上)は増加すると見込まれている。その結果として、市民の約4割が高齢者になると予測されており、地域防災力の低下が懸念される。

具体的には、高齢化の進展を背景として、高齢者単身世帯など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の増加が懸念されると同時に、人口減少と少子高齢化による地域コミュニティの衰退が、消防団や自主防災組織 ¹ の地域防災力の低下を引き起こし、その結果として、災害発生時に最も重要な地域住民による自助 ²・共助 ³が機能しづらくなることが予想される。

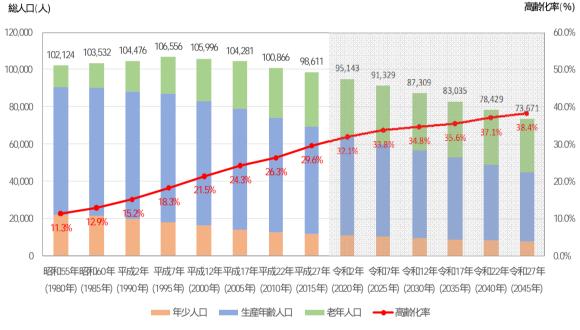


図 年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移

資料:国勢調査(R2以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値)

¹ 自主防災組織

自治会・町内会等の区域において、自然災害による災害を未然に防止し、または被害を最小限に食い止めるために、 地域住民が自主的に必要な防災活動を実施する組織

² 自助

家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分の身は自分で守ること

³ 共助

地域の避難行動要支援者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと

3 計画の基本的な考え方

3-1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の3項目を「基本目標」として国土強靱化を推進する。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 市民の生活・地域・経済の機能が停滞しない
- 3 停滞しても速やかに回復できる社会システムの構築

3-2 事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対して、以下の8項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

- 1 災害の直接的な要因から人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3-3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標の達成に向けて、本市の地域特性や災害リスクを考慮し、8つの事前に備えるべき目標に基づく35項目の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定する。

事前に備えるべき目標	۱۷۰۰ د	最悪の事態(リスクシナリオ)を設定する。 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 災害の直接的な要	1 1	
因から人命の保護が	1-1	地震による建物等の倒壊による多数の死傷者の発生
最大限図られる	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
A) (rabio)	1-3	大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-4	広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死者・行方不明者の発生
	1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止
活動が迅速に行われ	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
るとともに、被災者	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
等の健康・避難生活 環境を確実に確保す	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、電力・燃料等供給の途絶に よる医療機能の麻痺
8	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	良好でない避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者 の発生
3 必要不可欠な行政 機能を確保する	3-1	市役所機能の機能不全
4 必要不可欠な情報	4-1	電力供給停止等による情報通信・伝達サービスの麻痺・長期停止
通信機能・情報サー	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
ピスを確保する	4-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
5 経済活動を機能不	5-1	災害等の影響により企業等の事業活動が停滞する事態
全に陥らせない	5-2	食料等の安定供給の停滞
	5-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、交 通ネットワーク等の	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス、石油・LPガスサプライチェーン ¹ の長期にわたる機能の停止
被害を最小限に留め	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
るとともに、早期に	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
復旧させる	6-4	地域生活に重要な交通ネットワークの長期間の機能停止
7 制御不能な複合災	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生
害・二次災害を発生	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺
させない	7-3	ため池、排水機場の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
かつ従前より強靱な	0 1	夜興を支える人材等(専門家、コーディネータ 、労働者、地域に精通した技術者等)の
姿で復興できる条件	8-2	不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
を整備する	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れ る事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の 衰退・喪失
	8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7	風評被害による地域経済等への甚大な影響
	-	

¹ サプライチェーン

原材料等の調達から、製造、販売、消費までの一連の流れ

3-4 施策分野

国土強靱化に向けた施策分野は、「新発田市まちづくり総合計画」の基本目標と整合を図り、次の5つとする。

施策分野	備考
生活・環境	防災、消防・救急、防犯・交通安全、道路、公共交通、自然環境、生活環境、 上・下水道、住宅・住環境、景観、公園・緑地・土地利用
健康・医療・福祉	子育て、健康づくり、地域医療、地域福祉、障がい者・障がい児福祉、高齢者 福祉、スポーツ・レクリエーション
教育・文化	学校教育、学校環境、生涯学習、青少年育成、文化芸術・文化財
産業	商工業、農林水産業、観光、産業連携、中心市街地活性化、雇用
市民活動・行政活動	市民参画と協働、多文化共生と交流、人権と多様性の尊重、同和行政・同和教育、情報技術・情報セキュリティ、行政運営

3-5 国土強靱化を推進する際に配慮すべき事項

【国土強靱化の取組姿勢】

- (1)本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証した結果を踏まえた取組の推進
- (2)本市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化と潜在力の掘り起こし
- (3)地域間連携の強化による相互応援体制の構築

【適切な施策の組み合わせ】

- (1)ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な施策の推進
- (2)「自助」、「共助」及び「公助」の適切な組み合わせと、市、国・県、市民、民間事業者等の適切な役割分担による連携協力体制の強化
- (3)非常時のみならず、平時にも有効に活用できる施策の検討

【効率的な施策の推進】

- (1)社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、市の財政状況や施策の継続性に配慮した施策の重点化
- (2)既存の社会資本の有効活用等による費用の縮減と効率的な施策の推進

【地域の特性に応じた施策の推進】

- (1)コミュニティ機能の維持・向上、地域における国土強靱化推進の担い手が活動できる環境の整備
- (2)性別、年齢、国籍、障がいの有無等多様性への配慮
- (3)自然との共生、環境との調和及び景観の維持への配慮

3-6 災害リスク(自然災害)の想定

本市において、地震、水害の災害リスクが高く、その他土砂災害、津波、雪害も想定される。また、土砂 災害は地震や水害、津波は地震とともに生じる(複合的に発生する)可能性がある。

また、国・県の計画においては、大規模自然災害を想定していることから、災害リスクは、大規模な「地震・津波」、「風水害」、「土砂災害」、「雪害」を想定した。

4 脆弱性の評価と推進方針

35 項目の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)について、関連する施策分野ごとの取組状況を 踏まえ、事態の回避に向けた対応力について分析・評価し、推進方針を定めた。

4-1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの脆弱性の評価

(1) 災害の直接的な要因から人命の保護が最大限図られる

(1)-1 地震による建物等の倒壊による多数の死傷者の発生

生活・環境

①住宅・建築物等の耐震化の促進

・地震時における住宅・建築物及びブロック塀の倒壊等の被害から市民の生命・財産を守るため、新発田 市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修の補助等の制度周知を促進 する必要がある。

生活・環境

公共施設等の耐震化・長寿命化対策の推進

・公共施設等は、不特定多数の人が利用するとともに、災害時には防災上重要な拠点施設となることから、 新発田市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき、耐震化を推進するとともに、適正な維持管理と計画的な修繕・更新を行い、長寿命化を図る必要がある。

生活・環境

緊急輸送道路 1等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する 必要がある。
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。

生活・環境

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進

・緊急輸送等を確保するために必要な緊急輸送道路や避難路は、被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行 うため、沿道建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。

生活・環境

空家対策の推進

- ・老朽化し適切に管理されていない空家等は、被災時に倒壊により危害を及ぼす可能性が高いことから、 平時から空家等所有者に対する啓発の必要がある。
- ・管理不全な空家等は、新発田市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等²に認定し除却に必要な支援を推進する必要がある。

1 緊急輸送道路

災害などの異常事態に、避難・救助や物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、県・市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点などの防災拠点を連絡する道路

2 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

生活・環境

家具等の転倒防止対策の推進

・大規模地震発生時における人的被害を軽減するため、市民に対する啓発活動の充実に努め、住宅における家具や冷蔵庫等の転倒防止対策を推進する必要がある。

生活・環境

避難場所等の指定・整備

・避難場所となる公園や広場を確保するとともに、公共施設だけでは十分な避難場所を確保することが困難な場合は、民間事業者に協力依頼を行い、所有する施設等を活用する必要がある。

生活・環境

常備消防力の強化

・消防庁舎の施設・設備の老朽化や消防需要の変化に伴う狭隘化 ¹が進み、大規模災害時の活動拠点としての機能を十分に発揮できないおそれがあることから、新発田地域広域消防庁舎再編整備計画に基づき、消防庁舎の再編整備を推進する必要がある。

生活・環境

消防団の充実・強化

・地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとと もに、教育訓練や装備等の充実強化を図る必要がある。

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る必要がある。
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す必要がある。

教育・文化

学校施設の機能強化と耐震化・長寿命化の推進

- ・学校施設の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、耐震改修、屋根・外壁改修、トイレの洋 式化やバリアフリー化などを計画的に進める必要がある。
- ・災害時に学校施設の避難所機能を確保するため、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進める必要がある。

트葉

事業所・店舗等における棚等の転倒防止対策

・大規模地震発生時における建物の倒壊のほか、事務所や店舗の書棚や陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出る可能性が高いことから、事業所や店舗等における棚等の転倒防止対策を講じる必要がある。

¹ 狭隘化 面積などが狭くゆとりがなくなること

(1)-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者 の発生

生活・環境

①市民等への防火対策の推進

・火災予防広報や訓練、出前講座等を通じて市民等への防火意識の高揚に努めるとともに、住宅火災での 逃げ遅れなどによる死傷者の抑制・低減を図るため、住宅用火災警報器の普及・設置促進を図る必要が ある。

生活・環境

事業所等の火災に対する安全対策

・事業所等の安全対策の強化に向けて、定期的に特定建築物 ¹の立入検査を行い、是正指導、防火管理体制の強化及び建築物等の定期報告の徹底を図る必要がある。

生活・環境

常備消防力の強化

・消防庁舎の施設・設備の老朽化や消防需要の変化に伴う狭隘化が進み、大規模災害時の活動拠点として の機能を十分に発揮できないおそれがあることから、新発田地域広域消防庁舎再編整備計画に基づき、 消防庁舎の再編整備を推進する必要がある。(再掲)

生活・環境

消防水利の整備

・火災による被害を最小限に抑えるため、消火活動上、重要な消防水利(消火栓、防火水槽等)の更新等の整備を計画的に進める必要がある。

生活・環境

消防団の充実・強化

・地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとと もに、教育訓練や装備等の充実強化を図る必要がある。(再掲)

(1)-3 大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

生活・環境

①津波避難対策の推進

- ・津波からの避難を確実に行うため、津波避難誘導看板や津波浸水の海抜表示板等の設置を進める必要が ある。
- ・津波発生時に迅速に安全な場所に避難できるよう、避難場所を確保する必要がある。

生活・環境

津波ハザードマップを活用した津波防災体制の整備

・現在策定済みの津波ハザードマップを活用した避難訓練や防災教育等を実施し、地域住民の津波防災意識の一層の向上を図る必要がある。

生活・環境

避難場所等の指定・整備

・避難場所となる公園や広場を確保するとともに、公共施設だけでは十分な避難場所を確保することが困難な場合は、民間事業者に協力依頼を行い、所有する施設等を活用する必要がある。(再掲)

学校、病院、集会場等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

¹ 特定建築物

(1)-4 広域かつ長期的な市街地等の漫水による多数の死者・行方不明者の発生

生活・環境

①洪水八ザードマップの周知・活用

・現在策定済みの洪水八ザードマップについて、今後、河川管理者である国や県が新たに河川の浸水想定 の見直しを行った場合は、広く市民に周知する必要がある。

生活・環境

洪水八ザードマップ、マイ・タイムラインの周知・活用

- ・洪水ハザードマップを活用して、自分が住んでいる場所に災害のリスクがあるのか、事前に把握すると ともに、水害に対する危機意識の向上を図る必要がある。
- ・市民一人ひとりの生活・環境に応じて、あらかじめ時系列で整理した自分自身のマイ・タイムライン(防 災行動計画)の活用を周知し、被害の最小化を図る必要がある。

生活・環境

③避難情報の具体的な発令基準の策定

・洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保するための避難情報の具体的な発令基準をあらかじめマニュアルとして定める必要がある。

生活・環境

タイムラインの策定・運用

・災害発生の事前予測がある程度可能な台風・洪水等について、市が取るべき災害対応を時系列に沿って まとめたタイムライン(事前防災行動計画)の策定・運用により被害の最小化を図る必要がある。

生活・環境

治水対策の促進

・近年の気候変動による局地的な大雨から市街地を守るため、幹線河川の改修を行い、治水対策を図る必要がある。

生活・環境

雨水施設の維持管理

・市街地の浸水被害を防止するため、排水ポンプ場や調整池等の洪水調整機能を確実に発揮させる必要が ある。

生活・環境

下水道雨水計画の見直し及び雨水施設の整備と維持管理

- ・内水による浸水を防ぐため、公共下水道雨水計画の見直しを行い、計画に基づき、雨水幹線 ¹の整備を 推進する必要がある。
- ・老朽化した雨水幹線の長寿命化を図る必要がある。

¹ 雨水幹線

(1)-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

生活・環境

①土砂災害ハザードマップの周知・活用及び警戒避難体制の整備

・土砂災害防止法に基づき県が指定した土砂災害警戒区域等について、指定区域の変更があった場合は、 広く市民に周知する必要がある。また、土砂災害を想定した避難訓練などを積極的に行い、警戒避難体 制を整備する必要がある。

生活・環境

土砂災害に係る避難情報の発令基準の策定

・土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難情報の具体的な発令基準を あらかじめ策定し、災害時には発令基準に基づき適切に対処する必要がある。

(1)-6 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

生活・環境

①道路交通網の確保

・主要幹線道路や生活道路の寸断を防ぐため、高速道路管理者や国・県等と連携し、緊急輸送道路等における優先除雪など幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。

生活・環境

道路の除雪体制等の確保

・安定的な除雪体制を確保するため、除雪作業を請け負う事業者のオペレーターの担い手不足や高齢化、 除雪機械の老朽化などの課題解決に向けて総合的な対策が必要である。

生活・環境

③山間地域の除雪支援

・人口減少等により高齢者世帯が多い地域において、地域住民の共助による除雪を支援する必要がある。

生活・環境

道路の防雪施設の整備

・暴風雪時における交通途絶等を回避するため、雪崩や地吹雪等の危険性のある箇所に防雪施設を整備する必要がある。

生活・環境

⑤雪下ろし事故防止のための注意喚起

・雪下ろし中の転落事故を防止するため、積雪状況や気象の見通しなどにより、事故防止の注意喚起を行 う必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保する

(2)-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止

生活・環境

①自助・共助による食料等の備蓄

・家庭や地域における備蓄は、市民1人につき1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨していることから、 引き続き周知や啓発活動を行う必要がある。

生活・環境

支援物資の供給等に係る協力体制の整備・拡充

- ・県内外の自治体との災害時相互応援協定や民間事業者等との災害時救援協定を締結しているが、相手方との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- ・不測の事態を想定し、生命に関わる物資等の流通備蓄 1による支援体制の拡充を図る必要がある。

生活・環境

③緊急輸送道路等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する 必要がある。(再掲)
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。(再掲)

生活・環境

公助による食料等の備蓄

・民間事業者等との災害時救援協定に基づき、支援物資の確保に努めているが、大規模災害時には、交通・通信インフラ²の寸断等により流通機能が停止し、更に被災地域における流通機能が停止する場合も想定されることから、流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間、必要な食料・飲料水や避難所での初動対応に必要な資機材等を計画的に整備する必要がある。

生活・環境

遠隔地自治体との支援物資の供給等に係る協力体制の確保

・広域かつ大規模な災害が発生し、民間事業者等の流通備蓄が不足する事態に備えて、同一災害による被害を受けにくい遠隔地の相互応援協定締結自治体等との連携強化や、必要に応じ、新たな相互応援協定の締結を進め、支援物資等に係る協力体制を確保する必要がある。

生活・環境

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

・水道施設の適正な維持管理を行うとともに、耐震化・老朽化対策を進める必要がある。

生活・環境

応急給水体制の確保

・医療施設、避難所等の防災拠点施設への応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制など の整備を進める必要がある。

健康・医療・福祉

災害ポランティアの受入れに係る連絡体制の整備

・社会福祉協議会等と連携して、NPO やボランティアの受入れ体制の整備に向けた取組を促進する必要がある。

地域内の事業者にあらかじめ協力を依頼し、在庫の食料や日用品などを災害用に活用すること

2 通信インフラ

通信機器や通信関連設備など、通信するために必要不可欠な基盤

¹ 流通備蓄

(2)-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

生活・環境

孤立する可能性のある集落との通信手段の確保

・孤立する可能性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、被災状況等の情報を 共有するため、自治会長等との通信手段を確保する必要がある。

生活・環境

孤立する可能性のある集落への緊急輸送道路等の機能確保

・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立する可能性のある集落へのアクセスルートにおける落石や雪崩等の危険箇所対策、橋梁や道路の長寿命化を推進する必要がある。

生活・環境

ヘリコプター離着陸可能場所の確保

・孤立する可能性のある集落への輸送手段として必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進めると ともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する必要がある。

(2)-3 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

生活・環境

①自衞隊・警察・消防等との連携強化

・災害時の救援・救助等をより効果的に受け入れるため、自衛隊・警察・消防等と平時から情報交換や訓練等を通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

生活・環境

常備消防力の強化

・消防庁舎の施設・設備の老朽化や消防需要の変化に伴う狭隘化が進み、大規模災害時の活動拠点として の機能を十分に発揮できないおそれがあることから、新発田地域広域消防庁舎再編整備計画に基づき、 消防庁舎の再編整備を推進する必要がある。(再掲)

生活・環境

③消防団の充実・強化

・地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとと もに、教育訓練や装備等の充実強化を図る必要がある。(再掲)

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す必要がある。(再掲)

(2)-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、電力・燃料等 供給の途絶による医療機能の麻痺

生活・環境

緊急輸送道路等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する 必要がある。(再掲)
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。(再掲)

生活・環境健康・医療・福祉

福祉避難所の指定

・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難 所の指定に向けた取組を一層促進する必要がある。

健康・医療・福祉

災害時の医療体制の構築

・平時から県、医療機関、新発田北蒲原医師会等の関係機関との連携強化を図り、災害時の迅速な応急医療体制を構築する必要がある。

健康・医療・福祉

医薬品・衛生用品等の確保

・救助・救急、医療活動のための医薬品・衛生用品等の不足が予想されるため、下越薬剤師会と協力し、 医薬品・衛生用品等を確保する必要がある。

(2)-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

生活・環境

①下水道施設の整備及び広域化と下水道業務継続計画の策定

- ・被災地における疫病や感染症の発生を防ぐため、下水道及び合併浄化槽の各エリアの整備を推進する必要がある。
- ・災害リスクを減らすため、下水道施設(農業集落排水施設含む)の耐震化や長寿命化を促進するととも に、農業集落排水施設の広域化(共同化含む)を図る必要がある。
- ・下水道の機能停止時にも速やかに復旧できる体制を構築するため、下水道業務継続計画(BCP)を策定する必要がある。

生活・環境

非常用トイレの確保

・平時から、大規模災害による避難者を想定した必要な災害トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ¹)を確保する必要がある。

¹ マンホールトイレ

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座や小型テントを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの

生活・環境 市民活動・行政活動

③衛生環境の整備

- ・災害時における感染症の発生防止のため、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策が実施できるよう、 平時から関係機関や防疫薬品事業者等と連携体制を構築する必要がある。
- ・火葬業務を円滑に実施するため、平時から葬祭関係団体等と埋火葬体制を整備する必要がある。

健康・医療・福祉

感染症の発生・まん延防止対策

- ・感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進する必要がある。
- ・平時から、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底等の感染症予防に関する普及啓発を行うと ともに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、家庭でもマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄を促 進する必要がある。
- ・避難所における感染症まん延防止のため、マスクや消毒液、仕切り等を配備するなど生活空間の衛生を 確保する必要がある。
- ・被災時には避難所での感染症発症状況の把握(サーベイランス)を行い、正確な情報の共有を図る必要がある。

(2)-6 良好でない避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の 悪化・死者の発生

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す必要がある。(再掲)

生活・環境 健康・医療・福祉 教育・文化

避難生活環境の整備

- ・避難所への高齢者、障がい者等の要配慮者の避難も想定し、建替えや大規模改修等の機会を捉え、学校 施設のバリアフリー化、トイレの洋式化等を計画的に進め、避難者の利便性を図る必要がある。
- ・避難所の迅速な開設と円滑な運営を行うため、市・施設管理者・地域住民による避難所運営委員会の組織化を図り、地域の実情に応じた避難所開設・運営マニュアルを策定する必要がある。
- ・避難所における感染症まん延防止のため、マスクや消毒液、仕切り等を配備するなど生活空間の衛生を 確保する必要がある。(再掲)

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

(3)-1 市役所機能の機能不全

生活・環境

①災害時における行政機関相互の通信手段の確保

・大規模な地震発生時に通信事業者の回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県総合防災情報システムや県防災行政無線を整備しているが、定期的に機械機器の点検・更新を行う必要がある。

生活・環境

他自治体等との相互応援・受援体制の強化

・広域かつ大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急復旧対策が行えない事態に備え、同一災害による被害を受けにくい遠隔地の相互応援協定締結自治体等との連携強化や、必要に応じ、新たな相互応援協定の締結を進め、受援体制を強化する必要がある。

生活・環境 市民活動・行政活動

市の業務継続計画 (BCP) の整備

・大規模な地震や異常気象等による広域的かつ長期的な災害発生時にも、業務継続を図り、復旧・復興に取り組みながら、市民生活に密着した行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、新発田市業務継続計画(BCP)の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

生活・環境 市民活動・行政活動

災害対策本部の機能強化

- ・災害時における災害対策本部機能を確保するため、災害対策本部執務室等の非常用電源を確保するとと もに、代替施設、物資の備蓄、電力・通信機器等の確保を図る必要がある。
- ・災害対策本部要員に対し、各種研修や総合防災訓練等の様々な訓練を継続して行い、災害対応能力の向 上に努める必要がある。

市民活動・行政活動

市庁舎等の耐震化の促進

・災害時の防災拠点施設となる庁舎(本庁舎、豊浦庁舎、紫雲寺庁舎、加治川庁舎)は新耐震基準を満た しており、引き続き庁舎の耐震化を維持する必要がある。

市民活動・行政活動

IT部門における業務継続体制の整備

・非常時でも優先的に実施する必要がある業務に不可欠な情報システムの ICT-BCP(情報システムの業務 継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高め るため、訓練等により定期的な計画の点検・見直しを行う必要がある。

市民活動・行政活動

バックアップ体制の整備

・大規模な地震や異常気象等による広域的かつ長期的な災害発生時にも、市民生活に密着した行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、災害時の防災拠点施設となる庁舎(本庁舎、豊浦庁舎、紫雲寺庁舎、加治川庁舎)の非常用電源設備を確保するとともに、代替機能、物資の備蓄、電力・通信機能、各種システムデータ等のバックアップ体制を整備・強化する必要がある。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

(4)-1 電力供給停止等による情報通信・伝達サービスの麻痺・長期停止

生活・環境

①防災拠点施設等の電力・燃料の確保

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、災害対策本部や現地災害対策本部を設置する庁舎等、防災 上重要な施設について、非常用電源を確保する必要がある。
- ・必要な燃料を確保するため、災害協定に基づき、燃料供給事業者等と平時から連携強化を図り、災害時 の迅速な燃料供給体制を構築する必要がある。

生活・環境

災害時における行政機関相互の通信手段の確保

・大規模な地震発生時に通信事業者の回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県総合防災情報システムや県防災行政無線を整備しているが、定期的に機械機器の点検・更新を行う必要がある。(再掲)

(4)-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す必要がある。(再掲)

生活・環境 市民活動・行政活動

災害情報伝達手段の確保

- ・テレビ・ラジオ放送等の中断の際も、市民に災害情報が提供できるよう、緊急速報メール 1 、J アラート 2 (全国瞬時警報システム)の活用を促進する必要がある。
- ・新発田あんしんメールや市ホームページ、SNS 等の活用により、効果的かつ多様な情報伝達手段の確保を図る必要がある。
- ・消防団車両や市広報車両による情報伝達を行う必要がある。
- ・自治会組織を活用した地域住民による情報伝達に努める必要がある。

生活・環境 市民活動・行政活動

在留外国人に対する多言語による情報提供

・大規模災害時に外国人に対する支援が円滑かつ継続的に行えるよう、関係機関と連携し外国語による情報提供や相談体制を構築するとともに、避難所開設時の通訳業務支援などを行う外国人キーパーソンの 発掘と連絡体制を確立する必要がある。

携帯電話事業者が気象庁から配信される「緊急地震速報」や「津波警報」、地方公共団体から配信される「災害・避難情報」をサービスエリア内の携帯電話等に一斉に送信するシステム

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人口衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、緊急告知エフエムラジオなどを自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に 伝達するシステム

¹ 緊急速報メール

² J アラート

(4)-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す必要がある。(再掲)

生活・環境

防災訓練の充実

・大規模災害による甚大な被害を想定し、自衛隊・警察・消防等の防災関係機関、民間団体及び自治会・ 自主防災組織などの地域住民が一体となった総合防災訓練を行い、相互の連携強化と防災意識の高揚を 図る必要がある。

生活・環境

防災意識等の啓発

・避難情報を発信しても的確に市民が避難しなければ人命を守ることができないおそれがあることから、 市民が災害発生時に危機意識を持って自ら情報を収集したうえで的確に判断できるよう、防災意識等の 啓発を行う必要がある。

生活・環境

避難情報の避難判断伝達マニュアルの策定

・適切な基準で避難情報が発信できるよう、国のガイドラインに沿って避難情報の避難判断伝達マニュアルを策定し、災害時には発令基準に基づき適切に避難情報を伝達する必要がある。

生活・環境健康・医療・福祉

避難行動要支援者対策の促進

・災害時に自力で避難できない避難行動要支援者に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築を促進する必要がある。

生活・環境 市民活動・行政活動

情報通信手段の確保

- ・市民に迅速かつ正確に災害情報が提供できるよう、県総合防災情報システム、L アラート ¹、緊急速報 メール、J アラート(全国瞬時警報システム)の活用を促進する必要がある。
- ・新発田あんしんメールや緊急告知エフエムラジオ、市ホームページ、SNS 等の活用により、効果的かつ 多様な情報伝達手段の確保を図る必要がある。
- ・消防団車両や市広報車両による情報伝達を行う必要がある。(再掲)
- ・自治会組織を活用した地域住民による情報伝達に努める必要がある。(再掲)

生活・環境 市民活動・行政活動

在留外国人に対する多言語による情報提供

・大規模災害時に外国人に対する支援が円滑かつ継続的に行えるよう、関係機関と連携し外国語による情報提供や相談体制を構築するとともに、避難所開設時の通訳業務支援などを行う外国人キーパーソンの発掘と連絡体制を確立する必要がある。(再掲)

教育・文化

防災教育の充実

・あらゆる災害に的確に対応する能力・知識を習得し、災害による被害の軽減を図るため、児童生徒の発 達段階に応じた防災教育を推進する必要がある。また、家庭や地域社会との密接な連携を図りながら進 める必要がある。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

(5)-1 災害等の影響により企業等の事業活動が停滞する事態

產業

①企業等の事業継続計画 (BCP) の策定促進

・災害発生時に、企業等が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも、できるだけ早期に復旧できるようにするため、あらかじめ事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて 重要であることから、市内企業における BCP 策定を促進する必要がある。

(5)-2 食料等の安定供給の停滞

生活・環境

①食料等の備蓄・調達体制の整備

・災害時に市民の生活を確保するため、物資・食料、資機材等の計画的な備蓄と事業者等との救援協定に よる流通備蓄の拡充を促進する必要がある。

生活・環境

自助・共助による食料等の備蓄

・家庭や地域における備蓄は、市民1人につき1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨していることから、 引き続き周知や啓発活動を行う必要がある。(再掲)

生活・環境

③支援物資の供給等に係る協力体制の整備・拡充

- ・県内外の自治体との災害時相互応援協定や民間事業者等との災害時救援協定を締結しているが、相手方 との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。(再掲)
- ・不測の事態を想定し、生命に関わる物資等の流通備蓄による支援体制の拡充を図る必要がある。(再掲)

生活・環境

遠隔地自治体との支援物資の供給等に係る協力体制の確保

・広域かつ大規模な災害が発生し、民間事業者等の流通備蓄が不足する事態に備えて、同一災害による被害を受けにくい遠隔地の相互応援協定締結自治体等との連携強化や、必要に応じ、新たな相互応援協定の締結を進め、支援物資等に係る協力体制を確保する必要がある。(再掲)

(5)-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

生活・環境

①水の安定供給

・異常渇水による生活や産業への影響を最小限に抑えるため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検 討する必要がある。

(6) ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧 させる

(6)-1 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの長期にわたる機能の停止

生活・環境

①エネルギー供給事業者との連携強化

・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の伝達訓練を実施し、連絡体制を強化するとともに、関係事業者等との受援体制を構築する必要がある。

生活・環境

ライフラインの災害対応力の強化

・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・上下水道・ガス・電話等のライフラインの耐震性の強化を働きかけるとともに、代替機能の確保等、関係機関と連携しながら災害対応能力を強化する必要がある。

生活・環境

③エネルギーの安定供給

・エネルギー供給事業者と連携を強化し、災害時においても安定的にエネルギー供給を実施することができる体制の強化を図るよう働きかけを行う必要がある。

(6)-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

生活・環境

①水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

・水道施設の適正な維持管理を行うとともに、耐震化・老朽化対策を進める必要がある。(再掲)

生活・環境

電力供給停止時の電源確保

・水道施設は、取送水ポンプ、電気計装設備、消毒設備、遠方監視装置に電源供給が不可欠であることから、電力供給が停止した際にも安定した給水ができるよう、電源を確保する必要がある。

生活・環境

③上水道事業の業務継続体制等の整備

・大規模な地震や異常気象等による広域的かつ長期的な災害発生時にも、業務継続を図り、復旧・復興に取り組みながら、給水業務を維持するため、業務継続計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

生活・環境

給水応援体制の充実・強化

・災害時における他水道事業者との応急給水・応急復旧、燃料確保等に関する応援協定等の締結や民間事業者との協定等により給水応援体制の充実強化を図る必要がある。

(6)-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

生活・環境

①汚水処理施設の耐震化・耐水化の推進

・汚水処理施設は、計画的に耐震化・耐水化を進めるとともに、非常用電源を確保する必要がある。

生活・環境

下水道事業の業務継続計画策定と適正な維持管理

- ・大規模な地震や異常気象等による広域的かつ長期的な災害発生時にも対応できるよう、県外の団体や企業とも連携を図る必要がある。
- ・下水道事業継続計画(BCP)の策定と適正な施設管理を行う必要がある。
- ・老朽化した下水道施設は、ストックマネジメント ¹計画に、農業集落排水施設は長寿命化計画に基づき、 適正な維持管理を図る必要がある。

(6)-4 地域生活に重要な交通ネットワークの長期間の機能停止

生活・環境

道路施設の防災対策・老朽化対策の推進

・道路施設の老朽化対策について、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

生活・環境

緊急輸送道路等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する 必要がある。(再掲)
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。(再掲)

市民活動・行政活動

路線パス等地域公共交通の確保

・災害発生に伴い、道路等が寸断され、路線バス等地域公共交通の運行が困難な場合、代替手段や迂回・ 臨時運行等により地域公共交通を確保するため、平時から道路管理者、バス事業者及びタクシー事業者 等の関係機関と連携を強化する必要がある。

¹ ストックマネジメント

施設が壊れる前に、劣化や変状の度合いを事前に把握し、計画的に補修工事を行うことで、施設の寿命を伸ばし、費用を抑える 等の取組

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7)-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

生活・環境

①事業所等の火災に対する安全対策

・事業所等の安全対策の強化に向けて、定期的に特定建築物の立入検査を行い、是正指導、防火管理体制 の強化及び建築物等の定期報告の徹底を図る必要がある。(再掲)

生活・環境

消防水利の整備

・火災による被害を最小限に抑えるため、消火活動上、重要な消防水利(消火栓、防火水槽等)の更新等の整備を計画的に進める必要がある。(再掲)

生活・環境

③消防団の充実・強化

・地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、教育訓練や装備等の充実強化を図る必要がある。(再掲)

生活・環境

市民等への防火対策の推進

・火災予防広報や訓練、出前講座等を通じて市民等への防火意識の高揚に努めるとともに、住宅火災での 逃げ遅れなどによる死傷者の抑制・低減を図るため、住宅用火災警報器の普及・設置促進を図る必要が ある。(再掲)

生活・環境

⑤地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す必要がある。(再掲)

(7)-2 沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺

生活・環境

①緊急輸送道路等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者と連携を図り整備を促進する 必要がある。(再掲)
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化を推進する必要がある。(再掲)

生活・環境

空家対策の推進

- ・老朽化し適切に管理されていない空家等は、被災時に倒壊により危害を及ぼす可能性が高いことから、 平時から空家等所有者に対する啓発の必要がある。(再掲)
- ・管理不全な空家等は、新発田市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等に認定し除却に 必要な支援を推進する必要がある。(再掲)

生活・環境

③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進

・緊急輸送等を確保するために必要な緊急輸送道路や避難路は、被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行 うため、沿道建築物やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(7)-3 ため池、排水機場の損壊・機能不全による二次災害

生活・環境

①ため池の防災対策の推進

・防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池)について、維持管理を徹底する必要がある。併せて、ため池ハザードマップ等により、関係住民へ啓発を図る必要がある。

生活・環境

排水機場の適正管理

・排水機場が安定的に稼働するよう維持管理を徹底するとともに、施設機能の長寿命化対策を図る必要がある。

生活・環境 市民活動・行政活動

災害時における市民等への情報伝達手段の強化

・災害時に、市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の多重化を 図る必要がある。

(7)-4 有害物質の大規模拡散・流出

生活・環境

①有害物質等の漏えい対策

・大規模災害における有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、国・県、 有害物質貯蔵事業者との情報共有を図り、連絡体制を整備する必要がある。

(7)-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

生活・環境

農業用水利施設等の保全管理の促進

・農業水利施設(土地改良施設)等の適切な維持管理を行い、農村の多面的機能の発揮を図る必要がある。

生活・環境産業

農地・森林等の荒廃防止

・農林業等の生産活動を維持し、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐ必要がある。

産業

森林の適切な整備・保全

・森林の公益機能を維持するため、また、集中豪雨等による土石・土砂の流出などの山地災害を防止する ため、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策を図る必要がある。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8)-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

①災害廃棄物処理計画の策定

・環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理体制の構築を 図る必要がある。

(8)-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネータ 、労働者、地域に精通した技 術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

①建設関係団体との連携強化

・新発田地区防災協議会をはじめとした、建設分野における団体との災害時救援協定を活かし、災害時に 応急対策が迅速かつ効果的に行えるよう、一層の連携強化を図る必要がある。

(8)-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が 大幅に遅れる事態

生活・環境

①国土調査 1の実施

・迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の国土調査の推進を 図る必要がある。

生活・環境

下水道施設の整備と長寿命化

- ・市街地の浸水を軽減するため、雨水幹線の整備を進める必要がある。
- ・老朽化が進んでいる雨水幹線の長寿命化や改築・更新を進める必要がある。

生活・環境

③雨水施設の維持管理

・市街地の浸水被害を防止するため、排水ポンプ場や調整池等の洪水調整機能を確実に発揮させる必要がある。(再掲)

¹ 国土調査

国土調査法に基づき地籍の明確化を図るため、一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目及び境界を調査し、精度の高い技術で正確に測量及び地積測定を行うもの

(8)-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る必要がある。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す必要がある。(再掲)

生活・環境 健康・医療・福祉

避難行動要支援者対策の促進

・災害時に自力で避難できない避難行動要支援者に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築を促進する必要がある。(再掲)

健康・医療・福祉

被災者生活再建支援体制の整備

・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であることから、迅速かつ的確に事務処理手続きを行えるよう、体制の整備及び連絡体制の強化に向けた取組を進める必要がある。

市民活動・行政活動

地域コミュニティカの維持

・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担の下に防災・減災対策を講じることが不可欠であり、特に「共助」の基盤となる地域コミュニティは、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されていることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

(8)-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

教育・文化

①文化財等の耐震化等の促進

- ・大規模災害時における被害を軽減し文化財等の確実な継承や適正な維持管理のため、文化財所有者及び 管理者に対して、耐震化や防火設備の整備等を促進する必要がある。
- ・大規模災害時においても文化財の適正な保存・活用が図られるよう、文化財保護法に基づく「文化財保 存活用地域計画」を策定し、文化財等の適正な保存を促進する必要がある。

(8)-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に 遅れる事態

生活・環境

①国土調査の実施

・迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の国土調査の推進を 図る必要がある。(再掲)

生活・環境

応急仮設住宅等用地の確保

・被災者の住まいの迅速な確保のため、あらかじめ仮設住宅等に適する建設予定地を選定・確保する必要がある。

健康・医療・福祉

被災者生活再建支援体制の整備

・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であることから、迅速かつ的確に事務処理手続きを行えるよう、体制の整備及び連絡体制の強化に向けた取組を進める必要がある。(再掲)

市民活動・行政活動

罹災証明書発行体制の整備

・発災後、被災住宅等の応急危険度判定、被害認定調査、罹災証明書の発行などを円滑に行うため、平時から新潟県被災者生活再建支援システムの習得など市職員の実践的な研修を実施し人材を育成・確保する必要がある。

(8)-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

產業

①風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信

・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的 な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

4-2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針

(1) 災害の直接的な要因から人命の保護が最大限図られる

(1)-1 地震による建物等の倒壊による多数の死傷者の発生

生活・環境

①住宅・建築物等の耐震化の促進

・地震時における住宅・建築物及びブロック塀の倒壊等の被害から市民の生命・財産を守るため、新発田 市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修の補助等の制度周知を促進 する。

生活・環境

緊急輸送道路等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者に対し整備を要望する。
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。

生活・環境

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進

・緊急輸送等を確保するために必要な緊急輸送道路や避難路は、被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行 うために、沿道建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。

生活・環境

空家対策の推進

- ・老朽化し適切に管理されていない空家等は、被災時に倒壊により危害を及ぼす可能性が高いことから、 平時から空家等所有者に対する啓発に努める。
- ・管理不全な空家等は、新発田市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等に認定し除却に 必要な支援を推進する。

生活・環境

家具等の転倒防止対策の推進

・大規模地震発生時における人的被害を防止するため、継続して市民に対する啓発活動の充実に努め、住 宅における家具や冷蔵庫等の転倒防止対策を推進する。

生活・環境

避難場所等の指定・整備

・避難場所となる公園や広場を確保するとともに、公共施設だけでは十分な避難場所を確保することが困難な場合は、民間事業者に協力依頼を行い、所有する施設等を活用する。

生活・環境

常備消防力の強化

・消防庁舎の施設・設備の老朽化や消防需要の変化に伴う狭隘化が進み、大規模災害時の活動拠点として の機能を十分に発揮できないおそれがあることから、新発田地域広域消防庁舎再編整備計画に基づき、 消防庁舎の再編整備を推進する。

生活・環境

消防団の充実・強化

・地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、教育訓練や装備等の充実強化を図る。

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る。
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す。

教育・文化

学校施設の機能強化と耐震化・長寿命化の推進

- ・学校施設の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、耐震改修、屋根・外壁改修、トイレの洋 式化やバリアフリー化などを計画的に進める。
- ・災害時に学校施設の避難所機能を確保するため、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進める。

產業

事業所・店舗等における棚等の転倒防止対策

・大規模地震発生時における建物の倒壊のほか、事務所や店舗の書棚や陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出る可能性が高いことから、事業所や店舗等における棚等の転倒防止対策を促進する。

市民活動・行政活動

公共施設等の耐震化・長寿命化対策の推進

・公共施設等は、不特定多数の人が利用するとともに、災害時には防災上重要な拠点施設となることから、 新発田市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき、耐震化を推進するとともに、適正な維持管理と計画的な修繕・更新を行い、長寿命化を図る。

- ・住宅耐震化率:84.5%(R2) 86.5%(R6)
- ・特定建築物耐震化率:85%(R2) 93%(R6)
- ・市道の改良率:82%(R2) 86%(R6)
- ・新発田市橋梁長寿命化修繕計画整備数:10 橋(R2) 26 橋(R6)
- ・指導等により適切な状態にされた空家等改善率:46%(R2) 74%(R6)
- ・空き家の除去費補助金の利用件数(累計):4件(R2) 12件(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・市総合防災訓練の実施回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・民間協力緊急指定避難場所の確保状況:確保済(R2) 連携強化(R6)
- ・市民一人当たりの都市公園面積:14.5 m²(R2) 15.1 m²(R6)
- ・消防庁舎耐震化率:60%(R2) 100%(R6)
- ・消防団員の充足率:96%(R2) 100%(R6)
- ・消防団員の研修・訓練等の実施回数:3回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・自主防災組織率:89.6%(R2) 92.1%(R6)
- ・救命講習・応急手当講習会参加者数:3,663 人/年(R2) 3,739 人/年(R6)
- ・新発田市学校施設等長寿命化計画に基づく改修の件数:2件(R2) 9件(R6)
- ・学校の耐震化率:99.1%(R2) 100%(R6)
- ・学校のトイレ洋式化率:44.8%(R2) 64.1%(R6)
- ・学校のバリアフリー化率:49.1%(R2) 57.0%(R6)

(1)-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者 の発生

生活・環境

①市民等への防火対策の推進

・火災予防広報や訓練、出前講座等を通じて市民等への防火意識の高揚に努めるとともに、住宅火災での 逃げ遅れなどによる死傷者の抑制・低減を図るため、住宅用火災警報器の普及・設置促進を図る。

生活・環境

事業所等の火災に対する安全対策

・事業所等の安全対策の強化に向けて、定期的に特定建築物の立入検査を行い、是正指導、防火管理体制 の強化及び建築物等の定期報告の徹底を推進する。

生活・環境

常備消防力の強化

・消防庁舎の施設・設備の老朽化や消防需要の変化に伴う狭隘化が進み、大規模災害時の活動拠点として の機能を十分に発揮できないおそれがあることから、新発田地域広域消防庁舎再編整備計画に基づき、 消防庁舎の再編整備を推進する。(再掲)

生活・環境

消防水利の整備

・火災による被害を最小限に抑えるため、消火活動上、重要な消防水利(消火栓、防火水槽等)の更新等の整備を計画的に進める。

生活・環境

消防団の充実・強化

・地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとと もに、教育訓練や装備等の充実強化を図る。(再掲)

- ・自主防災組織率:89.6%(R2) 92.1%(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・住宅用火災警報器設置率:68.7%(R2) 76.0%(R6)
- ・特定建築物定期報告率:81.4%(R2) 85%(R6)
- ・消防庁舎耐震化率:60%(R2) 100%(R6)
- ・消防水利(消火栓、防火水槽等)の更新・整備数:36基(R2) 継続実施(R6)
- ・消防団員の充足率:96%(R2) 100%(R6)
- ・消防団員の研修・訓練等の実施回数:3回/年(R2) 継続実施(R6)

(1)-3 大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

生活・環境

①津波避難対策の推進

- ・津波からの避難を確実に行うため、津波避難誘導看板や津波浸水の海抜表示板等の設置を進める。
- ・津波発生時に迅速に安全な場所に避難できるよう、避難場所を確保する。

生活・環境

津波八ザードマップを活用した津波防災体制の整備

・現在策定済みの津波ハザードマップを活用した避難訓練や防災教育等の実施を促進し、地域住民の津波 防災意識の一層の向上を図る。

生活・環境

避難場所等の指定・整備

・避難場所となる公園や広場を確保するとともに、公共施設だけでは十分な避難場所を確保することが困難な場合は、民間事業者に協力依頼を行い、所有する施設等を活用する。(再掲)

【主な目標指標】

- ・海抜等表示看板設置箇所数:9箇所(R2) 15箇所(R6)
- ・津波浸水想定エリア内の津波避難場所確保状況:10箇所(R2) 連携強化(R6)
- ・情報伝達訓練・避難訓練の実施回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・民間協力指定緊急避難場所の確保状況:確保済(R2) 連携強化(R6)
- ・市民一人当たりの都市公園面積:14.5 m²(R2) 15.1 m²(R6)

(1)-4 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死者・行方不明者の発生

生活・環境

①洪水八ザードマップの周知・活用

・現在策定済みの洪水八ザードマップについて、今後、河川管理者である国や県が新たに河川の浸水想定 の見直しを行った場合は、広く市民に周知する。

生活・環境

洪水八ザードマップ、マイ・タイムラインの周知・活用

- ・洪水ハザードマップを活用して、自分が住んでいる場所に災害のリスクがあるのか、事前に把握すると ともに、水害に対する危機意識の向上を図る。
- ・市民一人ひとりの生活・環境に応じて、あらかじめ時系列で整理した自分自身のマイ・タイムライン(防 災行動計画)の活用を周知し、被害の最小化を図る。

生活・環境

避難情報の具体的な発令基準の策定

・洪水時に市民等が円滑かつ迅速な避難を行えるよう、マニュアルを策定する。

生活・環境

タイムラインの策定・運用

・災害発生の事前予測がある程度可能な台風・洪水等について、市が取るべき災害対応を時系列に沿って まとめたタイムライン(事前防災行動計画)の策定・運用により被害の最小化を図る。

生活・環境

治水対策の促進

・近年の気候変動による局地的な大雨から市街地を守るため、国や県が実施する河川改修事業に対し要望 活動を実施する。

生活・環境

雨水施設の維持管理

・排水ポンプ場や調整池等の排水施設の維持管理を徹底する。

生活・環境

下水道雨水計画の見直し及び雨水施設の整備と維持管理

- ・内水による浸水を防ぐため、公共下水道雨水計画の見直しを行い、計画に基づき、雨水幹線の整備を推 進する。
- ・老朽化した雨水幹線の長寿命化を図る。

【主な目標指標】

- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・避難情報の判断・伝達マニュアルの策定状況:未策定(R2) 策定・運用(R6)
- ·水防法に基づく要配慮者利用施設 1の避難確保計画策定率:100%(R2) 100%(R6)
- ・加治川の洪水タイムラインの策定状況:策定済(R2) 運用(R6)
- ・台風タイムラインの策定状況:未策定(R2) 策定・運用(R6)

(1)-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

生活・環境

①土砂災害八ザードマップの周知・活用及び警戒避難体制の整備

・土砂災害防止法に基づき県が指定した土砂災害警戒区域等について、指定区域の変更があった場合は、 広く市民に周知する。また、土砂災害を想定した避難訓練などを積極的に行い、警戒避難体制を整備す る。

生活・環境

土砂災害に係る避難情報の発令基準の策定

・土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難情報の具体的な発令基準を あらかじめ策定し、災害時には発令基準に基づき適切に対処する。

【主な目標指標】

- ・土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画策定率:100%(R2) 100%(R6)
- ・情報伝達訓練・避難訓練の実施回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・避難情報の判断・伝達マニュアルの策定状況:未策定(R2) 策定・運用(R6)

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

¹ 要配慮者利用施設

(1)-6 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

生活・環境

①道路交通網の確保

・主要幹線道路や生活道路の寸断を防ぐため、高速道路管理者や国・県等と連携し、緊急輸送道路等にお ける優先除雪など幹線道路交通網を確実に確保するため、協議を行う。

生活・環境

道路の除雪体制等の確保

・安定的な除雪体制の確保に向け、除雪作業を請け負う事業者のオペレーターの担い手不足や高齢化、除 雪機械の老朽化などの課題解決を検討する。

生活・環境

③山間地域の除雪支援

・人口減少が顕著な山間地域において、地域住民の共助による除雪作業を支援する。

生活・環境

道路の防雪施設の整備

・暴風雪時における交通途絶等を回避するため、雪崩防止施設や地吹雪防風ネット等の整備を促進する。

生活・環境

⑤雪下ろし事故防止のための注意喚起

・雪下ろし中の転落事故を防止するため、積雪状況や気象の見通しなどにより、事故防止の注意喚起を行う。

- ・新発田あんしんメール登録数:6,747人(R2) 8,782人(R6)
- ・消雪パイプ整備延長: 108.5km(R2) 110.0km(R6)
- ・道路除雪機械の確保台数:288台(R2) 288台(R6)

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保する

(2)-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止

生活・環境

①自助・共助による食料等の備蓄

・家庭や地域における備蓄は、市民1人につき1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨していることから、 引き続き周知や啓発活動を行う。

生活・環境

支援物資の供給等に係る協力体制の整備・拡充

- ・県内外の自治体との災害時相互応援協定や民間事業者等との災害時救援協定を締結しているが、相手方 との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- ・不測の事態を想定し、生命に関わる物資等の流通備蓄による支援体制の拡充を図る。

生活・環境

③緊急輸送道路等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者に対し整備を要望する。(再 掲)
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。(再掲)

生活・環境

公助による食料等の備蓄

・大規模災害時には、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、更に被災地域における流通機能が停止する場合も想定されることから、流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間、必要な食料・飲料水や避難所での初動対応に必要な資機材等の備蓄方法(ローリングストック方式 1) や品目、数量を検討し計画的に整備する。

| 生活・環境 |

遠隔地自治体との支援物資の供給等に係る協力体制の確保

・広域かつ大規模な災害が発生し、民間事業者等の流通備蓄が不足する事態に備えて、同一災害による被害を受けにくい遠隔地の相互応援協定締結自治体等との連携強化や、必要に応じ、新たな相互応援協定の締結を進め、支援物資等に係る協力体制を確保する。

生活・環境

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

・水道施設の適正な維持管理を行うとともに、給水区域内の重要な管路をあらかじめ設定し、優先的に耐震化・老朽化対策を進める。

¹ ローリングストック方式

災害時に備え、普段から多めに食材や加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足し、常に一定の食料を備蓄しておく方法

生活・環境

応急給水体制の確保

・医療施設、避難所等の防災拠点施設への応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備や、供給協定に基づき各種事業者等との連携体制を図る。

健康・医療・福祉

災害ボランティアの受入れに係る連絡体制の整備

・社会福祉協議会等と連携して、NPOやボランティアの受入れ体制の整備に向けた取組を促進する。

【主な目標指標】

- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・市総合防災訓練の実施回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・自治体・関係団体との連絡体制の確認:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・自治体・関係団体との協定締結状況:締結済(R2) 連携強化(R6)
- ・市道の改良率:82%(R2) 86%(R6)
- ・新発田市橋梁長寿命化修繕計画整備数:10 橋(R2) 26 橋(R6)
- ・備蓄食料充足率(備蓄食数/目標備蓄食数):20%(R2) 100%(R6)
- ·備蓄飲料水充足率(備蓄飲料水数/目標備蓄飲料水数):20%(R2) 100%(R6)
- ・遠隔地自治体との災害時応援協定締結状況:締結済(R2) 充実・連携強化(R6)
- ・古い鋳鉄管の更新率:55%(R2) 100%(R6)
- ·配水管基幹管路の耐震化率:31%(R2) 42%(R6)
- ・水道事業継続計画の策定状況:策定済(R2) 検証・見直し検討(R6)

(2)-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

生活・環境

孤立する可能性のある集落との通信手段の確保

・孤立する可能性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、被災状況等の情報を 共有するため、自治会長等との通信手段を確保する。

生活・環境

孤立する可能性のある集落への緊急輸送道路等の機能確保

・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立する可能性のある集落へのアクセスルートにおける落石や雪崩等の危険箇所対策、橋梁や道路の長寿命化事業を推進する。

生活・環境

ヘリコプター離着陸可能場所の確保

・孤立する可能性のある集落への輸送手段として必要となるヘリコプターの離着陸場所を確保するととも に、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する。

- ・孤立する危険性のある集落における自治会長等向け情報配信システム登録率:83%(R2) 100%(R6)
- ・新発田市橋梁長寿命化修繕計画整備数:10 橋(R2) 26 橋(R6)

(2)-3 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

生活・環境

①自衛隊・警察・消防等との連携強化

・災害時の救援・救助等をより効果的に受け入れるため、自衛隊・警察・消防等と平時から情報交換や訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。

生活・環境

常備消防力の強化

・消防庁舎の施設・設備の老朽化や消防需要の変化に伴う狭隘化が進み、大規模災害時の活動拠点として の機能を十分に発揮できないおそれがあることから、新発田地域広域消防庁舎再編整備計画に基づき、 消防庁舎の再編整備を推進する。(再掲)

生活・環境

③消防団の充実・強化

・地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとと もに、教育訓練や装備等の充実強化を図る。(再掲)

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す。(再掲)

- ・市総合防災訓練の実施回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・関係団体との連絡体制の確認:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・消防庁舎耐震化率:60%(R2) 100%(R6)
- ・消防団員の充足率:96%(R2) 100%(R6)
- ・消防団員の研修・訓練等の実施回数:3回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・自主防災組織率:89.6%(R2) 92.1%(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- · 救命講習· 応急手当講習会参加者数: 3,663 人/年(R2) 3,739 人/年(R6)

(2)-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、電力・燃料等供給の途絶による医療機能の麻痺

生活・環境

緊急輸送道路等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者に対し整備を要望する。(再 掲)
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。(再掲)

生活・環境 健康・医療・福祉

福祉避難所の指定

・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難 所の指定に向けた取組を一層促進する。

健康・医療・福祉

災害時の医療体制の構築

・平時から県、医療機関、新発田北蒲原医師会等の関係機関との連携強化を図り、災害時の迅速な応急医療体制を構築する。

健康・医療・福祉

医薬品・衛生用品等の確保

・救助・救急、医療活動のための医薬品・衛生用品等の不足が予想されるため、下越薬剤師会と協力し、 医薬品・衛生用品等を確保する。

- ・市道の改良率:82%(R2) 86%(R6)
- ・新発田市橋梁長寿命化修繕計画整備数:10 橋(R2) 26 橋(R6)
- ·福祉避難所数:5箇所(R2) 10箇所(R6)
- ・災害時の応急医療体制に関する協定締結状況:締結済(R2) 連携強化(R6)
- ・災害時の医薬品等供給に関する協定締結状況:締結済(R2) 連携強化(R6)
- ・指定避難所への救護セット配備率:0%(R2) 100%(R6)

(2)-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

生活・環境

①下水道施設の整備及び広域化と下水道業務継続計画の策定

- ・被災地における疫病や感染症の発生を防ぐため、下水道及び合併浄化槽の設置を推進する。
- ・災害リスクを減らすため、下水道施設(農業集落排水施設含む)の耐震化や長寿命化を促進するとともに、農業集落排水施設の廃止により広域化(共同化含む)できる5地区(荒川、松岡、内竹、島潟、中井)については、公共下水道への接続を促進する。
- ・下水道の機能停止時にも速やかに復旧できる体制を構築するため、下水道業務継続計画(BCP)を策定する。

生活・環境

非常用トイレの確保

・平時から、大規模災害による避難者を想定した必要な災害トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ)を確保する。

生活・環境

③衛生環境の整備

- ・災害時における感染症の発生防止のため、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策が実施できるよう、 平時から関係機関や防疫薬品事業者等と連携体制を構築する。
- ・火葬業務を円滑に実施するため、平時から葬祭関係団体等と埋火葬体制を整備する。

健康・医療・福祉

感染症の発生・まん延防止対策

- ・感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進する。
- ・平時から、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底等の感染症予防に関する普及啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、家庭でもマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄を促進する。
- ・避難所における感染症まん延防止のため、マスクや消毒液、仕切り等を配備するなど生活空間の衛生を 確保する。
- ・被災時には避難所での感染症発症状況の把握(サーベイランス)を行い、正確な情報の共有を図る。

- ・下水道業務継続計画(BCP)の策定状況:策定済(R2) 見直し検討(R6)
- ・農業集落排水施設の廃止と公共下水道への接続率:50%(R2) 100%(R6)
- ・備蓄計画に基づく携帯トイレの備蓄充足率(備蓄数/目標数):20%(R2) 100%(R6)
- ・防疫薬品事業者との連絡体制の構築:未構築(R2) 構築・連携強化(R6)
- ・葬祭関係団体と広域応援体制の構築:構築済(R2) 連携強化(R6)
- ・予防接種法に基づく麻しん風しんワクチン(第2期)接種率:97%(R2) 97%(R6)
- ・予防接種法に基づく四種混合ワクチン接種率:87%(R2) 90%(R6)
- ・予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率:56%(R2) 57%(R6)

(2)-6 **良好でない避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の** 悪化・死者の発生

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す。(再掲)

生活・環境 健康・医療・福祉 教育・文化

避難生活環境の整備

- ・避難所への高齢者、障がい者等の要配慮者の避難も想定し、建替えや大規模改修等の機会を捉え、学校 施設のバリアフリー化、トイレの洋式化等を計画的に進め、避難者の利便性の向上を図る。
- ・避難所の迅速な開設と円滑な運営を行うため、市・施設管理者・地域住民による避難所運営委員会の組織化を図り、地域の実情に応じた避難所開設・運営マニュアルを策定する。
- ・避難所における感染症まん延防止のため、マスクや消毒液、仕切り等を配備するなど生活空間の衛生を 確保する。(再掲)

- ・自主防災組織率:89.6%(R2) 92.1%(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・救命講習・応急手当講習会参加者数:3,663 人/年(R2) 3,739 人/年(R6)
- ・学校のトイレ洋式化率:44.8%(R2) 64.1%(R6)
- ・学校のバリアフリー化率:49.1%(R2) 57.0%(R6)
- ・避難所運営委員会組織数:0%(R2) 100%(R6)
- ・避難所別避難所開設・運営マニュアル策定率:0%(R2) 100%(R6)

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

(3)-1 市役所機能の機能不全

生活・環境

①災害時における行政機関相互の通信手段の確保

・大規模な地震発生時に通信事業者の回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県総合防災情報システムや県防災行政無線を整備しているが、定期的に機械機器の点検・更新を行う。

生活・環境

他自治体等との相互応援・受援体制の強化

・広域かつ大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急復旧対策が行えない事態に備え、同一災害による被害を受けにくい遠隔地の相互応援協定締結自治体等との連携強化や、必要に応じ、新たな相互応援協定の締結を進め、受援体制を強化する。

生活・環境

災害対策本部の機能強化

- ・災害時における災害対策本部機能を確保するため、災害対策本部執務室等の非常用電源を確保するとと もに、代替施設、物資の備蓄、電力・通信機器等の確保を図る。
- ・災害対策本部要員に対し、各種研修や総合防災訓練等の様々な訓練を継続して行い、災害対応能力の向 上に努める。

生活・環境 市民活動・行政活動

市の業務継続計画(BCP)の整備

・大規模な地震や異常気象等による広域的かつ長期的な災害発生時にも、業務継続を図り、復旧・復興に取り組みながら、市民生活に密着した行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、新発田市業務継続計画(BCP)の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を整備する。

市民活動・行政活動

市庁舎等の耐震化の促進

・災害時の防災拠点施設となる庁舎(本庁舎、豊浦庁舎、紫雲寺庁舎、加治川庁舎)は新耐震基準を満たしており、引き続き庁舎の耐震化を維持する。

市民活動・行政活動

IT部門における業務継続体制の整備

・非常時でも優先的に実施する必要がある業務に不可欠な情報システムの ICT-BCP(情報システムの業務 継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高め るため、訓練等により定期的な計画の点検・見直しを行う。

市民活動・行政活動

バックアップ体制の整備

・災害時の防災拠点施設となる庁舎(本庁舎、豊浦庁舎、紫雲寺庁舎、加治川庁舎)の非常用電源設備を確保するとともに、代替機能、物資の備蓄、電力・通信機能、各種システムデータ等のバックアップ体制を整備・強化する。

【主な目標指標】

- ・県総合防災情報システム・県防災行政無線機器の定期点検・更新:実施(R2) 継続実施(R6)
- ・遠隔地自治体との災害時応援協定締結状況:締結済(R2) 充実・連携強化(R6)
- ・防災拠点施設庁舎非常用電源設備の設置率:50%(R2) 100%(R6)
- ・防災図上訓練 ¹の実施回数:0回(R2) 1回/年・継続実施(R6)
- ・市業務継続計画 (BCP) の策定状況:策定済(R2) 見直し検討(R6)
- ・災害時の防災拠点施設となる庁舎の耐震化率:100%(R2) 定期点検の継続実施(R6)
- ・ICT-BCP (情報システムの業務継続計画)の策定状況:未策定(R2) 策定済(R6)

実際の災害を想定し、シナリオに基づき様々な状況を訓練参加者に与え、災害対応力を向上させることや、事前の対策などを検討するために行う机上での訓練

¹ 防災図上訓練

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

(4)-1 電力供給停止等による情報通信・伝達サービスの麻痺・長期停止

生活・環境

①防災拠点施設等の電力・燃料の確保

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、災害対策本部や現地災害対策本部を設置する庁舎等、防災 上重要な施設について、非常用電源の確保を推進する。
- ・必要な燃料を確保するため、災害協定に基づき、燃料供給事業者等と平時から連携強化を図り、災害時 の迅速な燃料供給体制を構築する。

生活・環境

災害時における行政機関相互の通信手段の確保

・大規模な地震発生時に通信事業者の回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県総合防災情報システムや県防災行政無線を整備しているが、定期的に機械機器の点検・更新を行う。(再掲)

【主な目標指標】

- ・県総合防災情報システム・県防災行政無線機器の定期点検・更新:実施(R2) 継続実施(R6)
- ・燃料供給事業者等との応援協定に基づく連絡体制の確認:1回/年(R2) 継続実施(R6)

(4)-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す。(再掲)

生活・環境 市民活動・行政活動

災害情報伝達手段の確保

- ・テレビ・ラジオ放送等の中断の際も、市民に災害情報が提供できるよう、緊急速報メール、J アラート (全国瞬時警報システム)の活用を促進する。
- ・新発田あんしんメールや市ホームページ、SNS 等の活用により、効果的かつ多様な情報伝達手段の確保を図る。
- ・消防団車両や市広報車両による情報伝達を行う。
- ・自治会組織を活用した地域住民による情報伝達に努める。

生活・環境 市民活動・行政活動

在留外国人に対する多言語による情報提供

・大規模災害時に外国人に対する支援が円滑かつ継続的に行えるよう、関係機関と連携し外国語による情報提供や相談体制を構築するとともに、避難所開設時の通訳業務支援などを行う外国人キーパーソンの 発掘と連絡体制を確立する。

- ・自主防災組織率:89.6%(R2) 92.1%(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- · 救命講習·応急手当講習会参加者数:3,663人/年(R2) 3,739人/年(R6)
- ・新発田あんしんメール登録数:6,747人(R2) 8,782人(R6)
- ・情報伝達訓練・避難訓練の実施回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・外国人キーパーソン数:3人(R2) 6人(R6)

(4)-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

生活・環境

①情報通信手段の確保

- ・市民に迅速かつ正確に災害情報が提供できるよう、県総合防災情報システム、L アラート、緊急速報メール、J アラート (全国瞬時警報システム)の活用を促進する。
- ・新発田あんしんメールや緊急告知工フエムラジオ、市ホームページ、SNS 等の活用により、効果的かつ 多様な情報伝達手段の確保を図る。
- ・消防団車両や市広報車両による情報伝達を行う。(再掲)
- ・自治会組織を活用した地域住民による情報伝達に努める。(再掲)

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す。(再掲)

生活・環境

防災訓練の充実

・大規模災害による甚大な被害を想定し、防災関係機関、民間団体及び自治会・自主防災組織などの地域 住民が一体となった総合防災訓練を行い、相互の連携強化と防災意識の高揚を図る。

生活・環境

防災意識等の啓発

・避難情報を発信しても的確に市民が避難しなければ人命を守ることができないおそれがあることから、 市民が災害発生時に危機意識を持って自ら情報を収集したうえで的確に判断できるよう、防災意識等の 啓発に努める。

生活・環境

避難情報の避難判断伝達マニュアルの策定

・適切な基準で避難情報が発信できるよう、国のガイドラインに沿って避難情報の避難判断伝達マニュアルを策定し、災害時には発令基準に基づき適切に避難情報を伝達する。

生活・環境健康・医療・福祉

避難行動要支援者対策の促進

・災害時に自力で避難できない避難行動要支援者に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の取組を支援するとともに、新発田市避難行動要支援者避難支援プラン ¹ に基づく事前提供名簿への登録者数の増加及び個別支援プランの取組を促進する。

¹ 新発田市避難行動要支援者避難支援プラン

災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に自力で避難することが難しく、支援が必要となる高齢者や障がい者などの方々を対象として、災害情報を的確に伝達し、早期に安全な場所へ避難することができる支援体制を構築し、地域で支え合い災害に強いまちづくりを推進するため、避難行動要支援者名簿の作成及び平時における関係機関への情報提供など必要な事項を定めることを目的として策定した計画

生活・環境 市民活動・行政活動

在留外国人に対する多言語による情報提供

・大規模災害時に外国人に対する支援が円滑かつ継続的に行えるよう、関係機関と連携し外国語による情報提供や相談体制を構築するとともに、避難所開設時の通訳業務支援などを行う外国人キーパーソンの発掘と連絡体制を確立する。(再掲)

教育・文化

防災教育の充実

・あらゆる災害に的確に対応する能力・知識を習得し、災害による被害の軽減を図るため、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進する。また、家庭や地域社会との密接な連携を図る。

- ・新発田あんしんメール登録数:6,747人(R2) 8,782人(R6)
- ・緊急告知エフエムラジオ配布・購入数: 4,755 台(R2) 5,500 台(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・情報伝達訓練・避難訓練の実施回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・自主防災組織率:89.6%(R2) 92.1%(R6)
- ・救命講習・応急手当講習会参加者数:3,663 人/年(R2) 3,739 人/年(R6)
- ・市総合防災訓練一般参加者数:340人(R2) 400人(R6)
- ・避難情報の判断・伝達マニュアルの策定状況: 未策定(R2) 策定・運用(R6)
- ・避難行動要支援者事前提供名簿への登録者数:2,776人(R2) 3,500人(R6)
- ・水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画策定率:100%(R2) 100%(R6)
- ・外国人キーパーソン数:3人(R2) 6人(R6)
- ・防災キャンプに参加した児童の累計者数:2,829人(R2) 6,100人(R6)

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

(5)-1 災害等の影響により企業等の事業活動が停滞する事態

産業

①企業等の事業継続計画 (BCP) の策定促進

・災害発生時に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも、できるだけ 早期に復旧できるようにするため、あらかじめ事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて重要 であることから、商工会議所や商工会等の関係機関と連携し、市内企業におけるBCP策定を促進する。

【主な目標指標】

・事業継続計画策定に関する啓発活動件数:0回/年(R2) 4回/年(R6)

(5)-2 食料等の安定供給の停滞

生活・環境

①食料等の備蓄・調達体制の整備

・災害時に市民の生活を確保するため、物資・食料、資機材等の計画的な備蓄と事業者等との救援協定による流通備蓄の拡充を促進する。

生活・環境

自助・共助による食料等の備蓄

・家庭や地域における備蓄は、市民1人につき1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨していることから、 引き続き周知や啓発活動を行う。(再掲)

生活・環境

③支援物資の供給等に係る協力体制の整備・拡充

- ・県内外の自治体との災害時相互応援協定や民間事業者等との災害時救援協定を締結しているが、相手方との定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。(再掲)
- ・不測の事態を想定し、生命に関わる物資等の流通備蓄による支援体制の拡充を図る。(再掲)

生活・環境

遠隔地自治体との支援物資の供給等に係る協力体制の確保

・広域かつ大規模な災害が発生し、民間事業者等の流通備蓄が不足する事態に備えて、同一災害による被害を受けにくい遠隔地の相互応援協定締結自治体等との連携強化や、必要に応じ、新たな相互応援協定の締結を進め、支援物資等に係る協力体制を確保する。(再掲)

【主な目標指標】

- ・備蓄食料充足率(備蓄食数/目標備蓄食数):20%(R2) 100%(R6)
- ・備蓄飲料水充足率(備蓄飲料水数 / 目標備蓄飲料水数):20%(R2) 100%(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・市総合防災訓練の実施回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・自治体・関係団体との協定締結状況:締結済(R2) 連携強化(R6)
- ・自治体・関係団体との連絡体制の確認:1回/年(R2) 継続実施(R6)

(5)-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

生活・環境

①水の安定供給

・異常渇水による生活や産業への影響を最小限に抑えるため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検 討する。

【主な目標指標】

・水利調整等の関係者との調整:4回/年(R2) 継続実施(R6)

(6) ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧 させる

(6)-1 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの長期にわたる機能の停止

生活・環境

①エネルギー供給事業者との連携強化

・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の伝達訓練を実施し、連絡体制を強化するとともに、関係事業者等との受援体制を構築する。

生活・環境

ライフラインの災害対応力の強化

・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・上下水道・ガス・電話等のライフラインの耐震性の強化を働きかけるとともに、代替機能の確保等、関係機関と連携しながら災害対応能力の強化に努める。

生活・環境

③エネルギーの安定供給

・エネルギー供給事業者と連携を強化し、災害時においても安定的にエネルギー供給を実施することがで きる体制の強化を図るよう働きかけを行う。

【主な目標指標】

- ・市総合防災訓練参加団体数:28 団体(R2) 30 団体(R6)
- ・関係団体との連絡体制の確認:1回/年(R2) 継続実施(R6)

(6)-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

生活・環境

①水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

・水道施設の適正な維持管理を行うとともに、給水区域内の重要な管路をあらかじめ設定し、優先的に耐震化・老朽化対策を進める。(再掲)

生活・環境

電力供給停止時の電源確保

・水道施設は、取送水ポンプ、電気計装設備、消毒設備、遠方監視装置に電源供給が不可欠であることから、電力供給が停止した際にも安定した給水ができるよう、電源を確保する。

生活・環境

③上水道事業の業務継続体制等の整備

・大規模な地震や異常気象等による広域的かつ長期的な災害発生時にも、業務継続を図り、復旧・復興に取り組みながら、給水業務を維持するため、業務継続計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を整備する。

生活・環境

給水応援体制の充実・強化

・災害時における他水道事業者との応急給水・応急復旧、燃料確保等に関する応援協定等の締結や民間事業者との協定等により給水応援体制の充実強化を図る。

- ・古い鋳鉄管の更新率:55%(R2) 100%(R6)
- ・配水管基幹管路の耐震化率:31%(R2) 42%(R6)
- ・水道施設における長時間にわたる電力供給停止区域:0%(R2) 0%(R6)
- ・災害時における水道施設応急対策業務の応援等に関する協定締結団体:4団体(R2) 連携強化(R6)
- ・水道事業継続計画の策定状況:策定済(R2) 検証・見直し検討(R6)
- ・他水道事業者との緊急時における連結管の整備状況:67%(R2) 100%(R6)

(6)-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

生活・環境

①汚水処理施設の耐震化・耐水化の推進

・汚水処理施設は、計画的に耐震化・耐水化を進めるとともに、非常用電源を確保する。

生活・環境

下水道事業の業務継続計画策定と適正な維持管理

- ・下水道復旧について、更なる災害協定の締結を推進する。
- ・下水道事業継続計画(BCP)の策定と適正な施設管理を行う。
- ・老朽化した下水道施設は、ストックマネジメント計画に、農業集落排水施設は長寿命化計画に基づき、 適正な維持管理を図る。

【主な目標指標】

・下水道業務継続計画(BCP)の策定状況:策定済(R2) 見直し検討(R6)

(6)-4 地域生活に重要な交通ネットワークの長期間の機能停止

生活・環境

道路施設の防災対策・老朽化対策の推進

・道路施設の老朽化対策について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理・更新事業を実施する。

生活・環境

緊急輸送道路等の機能確保

- ・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者に対し整備を要望する。(再 掲)
- ・被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の長寿命化事業を実施する。(再掲)

市民活動・行政活動

路線バス等地域公共交通の確保

・災害発生に伴い、道路等が寸断され、路線バス等地域公共交通の運行が困難な場合、代替手段や迂回・ 臨時運行等により地域公共交通を確保するため、平時から有事の際における協力体制や役割、手法など について意思共有を図り、道路管理者、バス事業者及びタクシー事業者等の関係機関と連携を強化する。

- ・市道の改良率:82%(R2) 86%(R6)
- ・新発田市橋梁長寿命化修繕計画整備数:10 橋(R2) 26 橋(R6)
- ・有事における地域公共交通の確保に関する情報交換の実施回数:0回(R2) 1回/年(R6)
- ・公共交通事業者との災害応援協定の締結:一部締結(R2) 取組継続(R6)

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7)-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

生活・環境

①事業所等の火災に対する安全対策

・事業所等の安全対策の強化に向けて、定期的に特定建築物の立入検査を行い、是正指導、防火管理体制 の強化及び建築物等の定期報告の徹底を推進する。(再掲)

生活・環境

消防水利の整備

・火災による被害を最小限に抑えるため、消火活動上、重要な消防水利(消火栓、防火水槽等)の更新等の整備を計画的に進める。(再掲)

生活・環境

③消防団の充実・強化

・地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとと もに、教育訓練や装備等の充実強化を図る。(再掲)

生活・環境

市民等への防火対策の推進

・火災予防広報や訓練、出前講座等を通じて市民等への防火意識の高揚に努めるとともに、住宅火災での 逃げ遅れなどによる死傷者の抑制・低減を図るため、住宅用火災警報器の普及・設置促進を図る。(再 掲)

生活・環境

⑤地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す。(再掲)

- ・特定建築物定期報告率:81.4%(R2) 85%(R6)
- ・消防水利 (消火栓、防火水槽等)の更新・整備数:36基(R2) 継続実施(R6)
- ・消防団員の充足率:96%(R2) 100%(R6)
- ・消防団員の研修・訓練等の実施回数:3回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・自主防災組織率:89.6%(R2) 92.1%(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・住宅用火災警報器設置率:68.7%(R2) 76.0%(R6)
- ・救命講習・応急手当講習会参加者数:3,663人/年(R2) 3,739人/年(R6)

(7)-2 沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺

生活・環境

①緊急輸送道路等の機能確保

・救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や県、高速道路管理者に対し整備を要望する。(再 掲)

生活・環境

空家対策の推進

- ・老朽化し適切に管理されていない空家等は、被災時に倒壊により危害を及ぼす可能性が高いことから、 平常時から空家等所有者に対する啓発に努める。(再掲)
- ・管理不全な空家等は、新発田市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等に認定し除却に 必要な支援を推進する。(再掲)

生活・環境

③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進

・緊急輸送等を確保するために必要な緊急輸送道路や避難路は、被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うために、沿道建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。(再掲)

【主な目標指標】

- ・市道の改良率:82%(R2) 86%(R6)
- ・新発田市橋梁長寿命化修繕計画整備数:10 橋(R2) 26 橋(R6)
- ・指導等により適切な状態にされた空家等改善率:46%(R2) 74%(R6)
- ・空き家の除去費補助金の利用件数(累計):4件(R2) 12件(R6)
- ・住宅耐震化率:84.5%(R2) 86.5%(R6)
- ・特定建築物耐震化率:85%(R2) 93%(R6)

(7)-3 ため池、排水機場の損壊・機能不全による二次災害

生活・環境

①ため池の防災対策の推進

・防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池)について、所有者(利用者)に対し、適正な維持管理を指導する。併せて、ため池ハザードマップを作成し、関係住民へ配布する。

生活・環境

排水機場の適正管理

・排水機場が安定的に機能するよう定期点検などのメンテナンスを徹底し、長寿命化計画に基づき計画的 な維持管理・更新事業を実施する。併せて、監視を容易にするようリモート化を推進する。

生活・環境 市民活動・行政活動

災害時における市民等への情報伝達手段の強化

・災害時に、市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、情報伝達手段の多重化を 図る。

- ・ため池ハザードマップの公表率:0%(R2) 100%(R6)
- ・新発田あんしんメール登録数:6,747人(R2) 8,782人(R6)
- ・緊急告知エフエムラジオ配布・購入数:4,755 台(R2) 5,500 台(R6)

(7)-4 有害物質の大規模拡散・流出

生活・環境

①有害物資等の漏えい対策

・大規模災害における有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、国・県、 有害物質貯蔵事業者との情報共有を図り、情報連絡体制を整備する。

【主な目標指標】

・国、県との連絡体制の構築:構築済(R2) 連携強化(R6)

(7)-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

生活・環境

農業用水利施設等の保全管理の促進

・農業水利施設(土地改良施設)等の改修や補修により、農村の多面的機能の発揮を支援する。

産業

森林の適切な整備・保全

・森林の公益機能を維持するため、また、集中豪雨等による土石・土砂の流出などの山地災害を防止する ため、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策を図る。

産業

③農地・森林等の荒廃防止

・農林業等の生産活動を維持し、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐ。

- ·多面的機能支払交付金制度の取組率:93%(R2) 95%(R6)
- ・森林・山村多面的機能発揮対策取組面積:27.7ha(R2) 38ha(R6)
- ・荒廃農地面積:84.4ha(R2) 79ha(R6)

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8)-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

①災害廃棄物処理計画の策定

・環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理体制の構築を 図る。

【主な目標指標】

・災害廃棄物処理計画の策定状況:策定済(R2) 検証・見直し検討(R6)

(8)-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネータ 、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

①建設関係団体との連携強化

・新発田地区防災協議会をはじめとした、建設分野における団体との災害時救援協定を活かし、災害時に 応急対策が確実に行えるよう、毎年、連携について確認を行う。

【主な目標指標】

- ・新発田地区防災協議会との調整会議:2回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・新発田地区防災協議会との連絡体制の確認:4回/年(R2) 継続実施(R6)

(8)-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

①国土調査の実施

・迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の国土調査の推進を 図る。

生活・環境

下水道施設の整備と長寿命化

- ・雨水計画に基づき、雨水幹線の整備を図る。
- ・老朽化した雨水幹線の長寿命化や改築・更新を図る。

生活・環境

③雨水施設の維持管理

・排水ポンプ場や調整池等の排水施設の維持管理を徹底する。(再掲)

【主な目標指標】

・国土調査の実施率:51.37%(R2) 51.65%(R6)

(8)-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

生活・環境

地域防災力の強化

- ・自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育成し自助・共助による 地域防災力の強化を図る。(再掲)
- ・男女共同参画や多様性に配慮した地域防災活動が行われるよう、自主防災組織においては、性別、年齢、 国籍、障がいの有無等に関わりなく、多様な市民の参加を促す。(再掲)

生活・環境 健康・医療・福祉

避難行動要支援者対策の促進

・災害時に自力で避難できない避難行動要支援者に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の取組を支援するとともに、新発田市避難行動要支援者避難支援プランに基づく事前提供名簿への登録者数の増加及び個別支援プランの取組を促進する。(再掲)

健康・医療・福祉

被災者生活再建支援体制の整備

・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であることから、迅速かつ的確に事務処理手続きを行えるよう、体制の整備及び連絡体制の強化に向けた取組を進める。

市民活動・行政活動

地域コミュニティカの維持

・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担の下に防災・減災対策を講じることが不可欠であり、特に「共助」の基盤となる地域コミュニティは、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されていることから、平時から活力ある地域づくりを促進する。

【主な目標指標】

- ・自主防災組織率:89.6%(R2) 92.1%(R6)
- ・防災出前講座の開催回数:18回(R2) 継続実施(R6)
- ・救命講習・応急手当講習会参加者数:3,663 人/年(R2) 3,739 人/年(R6)
- ・避難行動要支援者事前提供名簿への登録者数:2,776人(R2) 3,500人(R6)
- ・水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画策定率:100%(R2) 100%(R6)
- ・地域と協働で課題解決に取り組む地区数(市内全 17地区):9地区(R2) 13地区(R6)

(8)-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無 形の文化の衰退・喪失

教育・文化

①文化財等の耐震化等の促進

- ・大規模災害時における被害を軽減し文化財等の確実な継承や適正な維持管理のため、文化財所有者及び 管理者に対して、耐震化や防火設備の整備等を促進する。
- ・大規模災害時においても文化財の適正な保存・活用が図られるよう、文化財保護法に基づく文化財保存 活用地域計画を策定し、文化財等の適正な保存を促進する。

【主な目標指標】

・文化財保存活用地域計画の策定状況:未策定(R2) 策定済(R6)

(8)-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に 遅れる事態

生活・環境

①国土調査の実施

・迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の国土調査の推進を 図る。(再掲)

生活・環境

応急仮設住宅等用地の確保

・被災者の住まいの迅速な確保のため、あらかじめ仮設住宅等に適する建設予定地を選定・確保する。

健康・医療・福祉

被災者生活再建支援体制の整備

・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であることから、迅速かつ的確に事務処理手続きを行えるよう、体制の整備及び連絡体制の強化に向けた取組を進める。(再掲)

市民活動・行政活動

罹災証明書発行体制の整備

・発災後、被災住宅等の応急危険度判定、被害認定調査、罹災証明書の発行などを円滑に行うため、平時から新潟県被災者生活再建支援システムの習得など市職員の実践的な研修を実施し人材を育成・確保する。

【主な目標指標】

- ・国土調査の実施率:51.37%(R2) 51.65%(R6)
- ・応急仮設住宅等の建設予定地:選定済(R2) 管理者との連携強化(R6)
- ・被災者生活再建支援システム操作研修等の実施回数:0回/年(R2) 1回以上/年(R6)

(8)-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

產業

①風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信

・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的 な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地や農作物等に関する定期的な 情報発信を行う。また、平時から関係機関等との連携を図る。

- ・観光関係団体との情報交換会等の開催回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)
- ・農林水産業関係団体との情報交換会等の開催回数:1回/年(R2) 継続実施(R6)

5 計画の推進と見直し

5-1 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、当市の各分野別計画を実施することにより施策の推進を図る。 また、庁内各課等が緊密に連携し、計画を推進していくこととする。更に、国、県、民間事業者等と情報 共有を進め、連携した取組を行う。

5-2 計画の見直し

本計画の計画期間は令和2(2020)年度から概ね5年間とし、5年後の令和7(2025)年度以降は概ね4年間とするが、国土強靱化の取組を取り巻く社会経済情勢等に変化が生じた場合や、取組の進捗評価の結果として見直しが必要になった場合は、計画期間内においても適宜見直しを行う。

5-3 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、 PLAN(計画策定) DO(実行) CHECK(点検・評価) ACTION(処置・改善)の流れを基本とした PDCA サイクルにより行う。具体的には、年度ごとに進捗管理を行うとともに、計画期間の最終年度に計画期間全体の進捗管理を行う。

新発田市 国土強靱化 地域計画

令和 3 年 2 月発行 新発田市地域安全課 〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3

TEL:0254-28-9510 FAX:0254-24-9005